

## 地方公共団体が扱う申請・届出等手続で平成15年度までにオンライン化条件整備が困難な手続

### 1 自治事務

手続名	根拠法令名・根拠規定	オンライン化できない理由	オンライン化できない理由（内容）等
土地立入の許可	土地収用法第11条第1項	4	財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性やセキュリティ上の特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。
事業の認定	土地収用法第20条	4	1. 申請書類のうち、図面、民間が発行する意見書、過去に取得した免許、許可又は認可等を証する書面が大きな部分を占めており、それらのオンライン化及び実施方策の提示は平成15年度までには困難である。 2. 公告・縦覧を予定しており申請書類は一括受理が適当であるため、部分的オンライン化は困難である。
土地の形質変更の許可	土地収用法第28条の3第1項	4	
事業の廃止又は変更の届出	土地収用法第30条第1項	4	財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。
土地等の取得完了の届出	土地収用法第30条の2（第30条第1項準用）	4	
収用又は使用の手続保留の申立書の提出	土地収用法第32条第1項	4	1. 財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性やセキュリティ上の特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。 2. 公告・縦覧を予定しており申請書類は一括受理が適当であるため、部分的オンライン化は困難である。
収用又は使用の手続開始の申立書の提出	土地収用法第34条の2第1項	4	
工作物新築等の承認	土地収用法第89条第1項	4	
権利、物件及び土石砂れきの収用に係る事業の認定	土地収用法第138条（第20条準用）	4	
土地等の形質変更の許可	土地収用法第138条（第28条の3第1項準用）	4	
事業の廃止又は変更の届出	土地収用法第138条（第30条第1項準用）	4	財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。
権利等の取得完了の届出	土地収用法第138条（第30条の2準用）	4	

## 地方公共団体が扱う申請・届出等手続で平成15年度までにオンライン化条件整備が困難な手続

収用又は使用の手続保留の申立書の提出	土地収用法第138条(第32条第1項準用)	4	
収用又は使用の手続開始の申立書の提出	土地収用法第138条(第34条の2第1項準用)	4	
工作物新築等の承認	土地収用法第138条(第89条準用)	4	
評価書の受理及び評価書について意見の提出	環境影響評価法第22条第1項及び第24条	4	大量の図や表を含み、申請書本体と添付書類との区別がつかない性格の書面であるため、15年度末までのオンライン化は困難。オンライン化可能時期は、通信インフラ整備の進行状況による。
補正後の評価書又は補正なき場合の通知の受理	環境影響評価法第25条第3項	4	大量の図や表を含み、申請書本体と添付書類との区別がつかない性格の書面であるため、15年度末までのオンライン化は困難。オンライン化可能時期は、通信インフラ整備の進行状況による。
補正後の評価書、要約書及び免許等権者の意見の受理(全事業)	環境影響評価法第26条第2項	4	大量の図や表を含み、申請書本体と添付書類との区別がつかない性格の書面であるため、15年度末までのオンライン化は困難。オンライン化可能時期は、通信インフラ整備の進行状況による。
紛争処理の申請	建設業法第25条の10	4	
代理権の証明	建設業法施行令第14条<建設業法>	4	
紛争処理の通知	建設業法施行令第16条<建設業法>	4	
あっせん、調停又は仲裁の申請の変更	建設業法施行令第16条の2第1項<建設業法>	4	
あっせん、調停又は仲裁の申請の変更の相手方への通知	建設業法施行令第16条の2第2項<建設業法>	4	裁判所の動向を踏まえての検討が必要。仲裁法制・ADR法制整備の動向を踏まえての検討が必要。システムの検討・都道府県との調整が必要。紛争相手の送り先の確認方法・到達の確認・到達の担保の検討が必要。以上の理由から15年度までの実施は困難。16年度以降引き続き検討。
あっせん又は調停をしない場合等の措置	建設業法施行令第17条<建設業法>	4	
仲裁委員の選定の通知	建設業法施行令第18条<建設業法>	4	

## 地方公共団体が扱う申請・届出等手続で平成15年度までにオンライン化条件整備が困難な手続

審査会に対する委員にふさわしくない者の氏名の通知	建設業法施行令第19条第1項<建設業法>	4	
当事者に対する委員指名者氏名の通知	建設業法施行令第19条第2項<建設業法>	4	
仲裁委員が欠けた場合の措置	建設業法施行令第20条<建設業法>	4	
免許証の書換交付	宅地建物取引業法施行規則第4条の2	4	現物として発行している許可証を回収するものであるため、早期オンライン化は困難
許可証の再交付（汚損、破損の場合）	宅地建物取引業法施行規則第4条の3	4	旧許可証については、回収するものであるため、早期オンライン化は困難
宅地建物取引主任者資格試験	宅地建物取引業法第16条第1項	4	全ての都道府県知事が試験事務を指定試験機関に行わせており、都道府県が直接実施する可能性は非常に低いことから、引き続き検討することとする。
宅地建物取引主任者証の書換え交付の申請・交付	宅地建物取引業法施行規則第14条の13第1項	4	取引主任者証の書換え交付は、旧取引主任者証の添付が必要とされることから、早期オンライン化は困難
宅地建物取引主任者証の再交付の申請・交付（汚損、破損の場合）	宅地建物取引業法施行規則第14条の15第1項	4	取引主任者証の再交付は、旧取引主任者証の添付が必要とされることから、早期オンライン化は困難
積立式宅地建物販売業の許可	積立式宅地建物販売業法第3条第1項	4	今後、新たに許可申請が出てくる見込みが全くないため、今後の動向を踏まえ検討
許可証の書換交付	積立式宅地建物販売業法施行規則第6条第1項	4	現物として発行している許可証を回収するものであるため、早期オンライン化は困難
許可証の再交付（汚損、破損の場合）	積立式宅地建物販売業法施行規則第7条	4	旧許可証については、回収するものであるため、早期オンライン化は困難
標識の移転又は除却の承諾	新住宅市街地開発法第34条第4項	4	実績なし。今後の申請も当面想定されないため、今後の動向を踏まえ検討
特例施行者に係る施行計画の認可	新住宅市街地開発法第46条	4	実績なし。今後の申請も当面想定されないため、今後の動向を踏まえ検討
特例施行者に係る施行計画の変更の認可	新住宅市街地開発法第46条	4	実績なし。今後の申請も当面想定されないため、今後の動向を踏まえ検討
施行計画の意見書の提出	新都市基盤整備法第25条第1項	4	法律制定後実績なし。今後も当面想定されないため、今後の動向を踏まえ検討
施行計画の変更の意見書の提出	新都市基盤整備法第25条第1項	4	法律制定後実績なし。今後も当面想定されないため、今後の動向を踏まえ検討

## 地方公共団体が扱う申請・届出等手続で平成15年度までにオンライン化条件整備が困難な手続

施行計画の意見書の提出	新都市基盤整備法第25条第2項	4	法律制定後実績なし。今後も当面想定されないため、今後の動向を踏まえ検討
施行計画の変更の意見書の提出	新都市基盤整備法第25条第2項	4	法律制定後実績なし。今後も当面想定されないため、今後の動向を踏まえ検討
開発誘導地区内の土地等に関する権利の処分についての承認申請の手続	新都市基盤整備法第51条第1項	4	法制定後実績なし。今後の申請も当面想定されないため、今後の動向を踏まえ検討
航空機騒音障害防止特別地区内における学校、病院、住宅等の建築の許可	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第5条第2項	4	本件は現状においては、一部の県及び市町村のみが対象となる手続きであり、実施方策の提示については今後の動向を踏まえ検討。
航空機騒音障害防止特別地区内において建築物の用途を学校、病院、住宅等に変更しようとする場合の許可	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第5条第5項（第5条第2項準用）	4	本件は現状においては、一部の県及び市町村のみが対象となる手続きであり、実施方策の提示については今後の動向を踏まえ検討。
遭難船舶発見の報告	水難救護法第2条第1項	4	速報性を要する手続であるが、速報性等の問題が解決しておらず、当面オンライン化実施は困難。
所管手続数合計		47	

## 地方公共団体が扱う申請・届出等手続で平成15年度までにオンライン化条件整備が困難な手続

### 2 第一号法定受託事務

手続名	根拠法令名・根拠規定	オンライン化できない理由	オンライン化できない理由（内容）等
土地立入の許可	土地収用法第11条第1項	4	財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。
障害物伐除又は土地試掘等の許可	土地収用法第14条第1項	4	
土地の形質変更の許可	土地収用法第28条の3第1項	4	
事業の廃止又は変更の届出	土地収用法第30条第1項	4	
土地等の取得完了の届出	土地収用法第30条の2(第30条第1項準用)	4	
収用又は使用の手続開始の申立書の提出	土地収用法第34条の2第1項	4	1. 財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。 2. 公告・縦覧を予定しており申請書類は一括受理が適当であるため、部分的オンライン化は困難である。
工作物新築等の承認	土地収用法第89条第1項	4	財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。
土地等の形質変更の許可	土地収用法第138条(第28条の3第1項準用)	4	
事業の廃止又は変更の届出	土地収用法第138条(第30条第1項準用)	4	
権利等の取得完了の届出	土地収用法第138条(第30条の2準用)	4	
収用又は使用の手続開始の申立書の提出	土地収用法第138条(第34条の2第1項準用)	4	
工作物新築等の承認	土地収用法第138条(第89条準用)	4	

## 地方公共団体が扱う申請・届出等手続で平成15年度までにオンライン化条件整備が困難な手続

評価書の受理及び評価書について意見の提出	環境影響評価法第22条第1項及び第24条	4	大量の図や表を含み、申請書本体と添付書類との区別がつかない性格の書面であるため、15年度末までのオンライン化は困難。オンライン化可能時期は、通信インフラ整備の進行状況による。
補正後の評価書又は補正なき場合の通知の受理	環境影響評価法第25条第3項	4	大量の図や表を含み、申請書本体と添付書類との区別がつかない性格の書面であるため、15年度末までのオンライン化は困難。オンライン化可能時期は、通信インフラ整備の進行状況による。
積立式宅地建物販売業の許可(經由事務)	積立式宅地建物販売業法第3条第1項	4	今後の申請も当面想定されないため、今後の動向を踏まえ検討
標識の移転又は除却の承諾	新住宅市街地開発法第34条第4項	4	実績なし。今後の申請も当面想定されないため、今後の動向を踏まえ検討
開発誘導地区内の土地等に関する権利の処分についての承認申請の手続	新都市基盤整備法第51条第1項	4	法制定後実績なし。今後の申請も当面想定されないため、今後の動向を踏まえ検討
臨時運行の許可	道路運送車両法第34条第2項	4	自賠償保険の確認、臨時運行許可番号標の交付等が必要であり早期オンライン化は困難
評価書の受理及び評価書について意見の提出(公有水面埋立)	環境影響評価法第22条第1項及び第24条	4	大量の図や表を含み、申請書本体と添付書類との区別がつかない性格の書面であるため、当面オンライン化の実施は困難。オンライン化可能時期は、通信インフラ整備状況による。
補正後の評価書又は補正なき場合の通知の受理(公有水面埋立)	環境影響評価法第25条第3項	4	大量の図や表を含み、申請書本体と添付書類との区別がつかない性格の書面であるため、当面オンライン化の実施は困難。オンライン化可能時期は、通信インフラ整備状況による。

## 地方公共団体が扱う申請・届出等手続で平成15年度までにオンライン化条件整備が困難な手続

所管手続数合計	20
---------	----

### 3 第二号法定受託事務

手続名	根拠法令名・根拠規定	オンライン化できない理由	オンライン化できない理由（内容）等
土地立入の通知	土地収用法第12条第1項	4	財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。
障害物伐除又は土地試掘等の許可	土地収用法第14条第1項	4	
障害物伐除の許可	土地収用法第14条第3項	4	
非常災害の際の土地の使用の許可	土地収用法第122条第1項	4	
特例施行者に係る処分計画の認可の申請手続（経由事務）	新住宅市街地開発法施行令第12条	4	実績なし。今後の申請も当面想定されないため、今後の動向を踏まえ検討
特例施行者に係る処分計画の変更の認可の申請手続（経由事務）	新住宅市街地開発法施行令第12条	4	実績なし。今後の申請も当面想定されないため、今後の動向を踏まえ検討
特例施行者に係る施行計画の認可の申請手続（経由事務）	新住宅市街地開発法施行令第12条	4	実績なし。今後の申請も当面想定されないため、今後の動向を踏まえ検討
特例施行者に係る施行計画の変更の認可の申請手続（経由事務）	新住宅市街地開発法施行令第12条	4	実績なし。今後の申請も当面想定されないため、今後の動向を踏まえ検討
所管手続数合計		8	

(注)1 本表は、平成15年度までにオンライン化条件整備を実施することは困難であるものについて記載する(別添地方1A、別添地方2A及び別添地方3Aのうち該当)

## 地方公共団体が扱う申請・届出等手続で平成15年度までにオンライン化条件整備が困難な手続

- 2 「オンライン化できない理由」欄には、「申請時に電磁的記録に代えることが困難な現物の提示を要する場合」は「1」、「申請者への対面審査（出頭の義務付け）を要する場合」は「2」、「その他の場合（手続の性質によりオンライン化条件整備ができないものに限る。）」は「3」、「オンライン化条件整備はするが、平成15年度までに実施困難な場合」は「4」と半角英数字で記入すること。
- 3 「オンライン化できない埋田（内容）」欄には、別添地方1 A、別添地方2 A又は別添地方3 Aの「備考」欄の記載事項のうち、オンライン化できない理由の内容等を記入すること。  
なお、上記1月7日付け調査の様式 付表との整合を図ること。